

2021 年度第 1 回 HORSMART オンラインオークション
『HORSMART Online Auction JULY 2021』
売買契約条件

本売買契約条件は、株式会社 EQUINVEST が主催する HORSMART オンラインオークションにおいて出品および落札された馬の売買契約に適用される条件とする。買主および売主は、本取引対象馬について本売買契約条件に従って売買契約を締結する。

第1条（定義）

本売買契約条件における用語は以下の定義による。

- (1) 本契約：本売買契約条件に定める条件によって成立する本取引対象馬の売買契約
- (2) HORSMART：株式会社 EQUINVEST が運営する馬に関するインターネットオークション、インターネット通信販売その他サービスを提供するウェブサイト
- (3) 本オークション：HORSMART において実施された本取引対象馬に係るオークション
- (4) 売主：本オークションにおいて本取引対象馬を出品し、本取引対象馬の売主となる者
- (5) 買主：本オークションにおいて本取引対象馬を落札し、本取引対象馬の買主となる者
- (6) 本取引対象馬：本オークションにおいて売主によって出品され、買主によって落札された馬であって、本契約の売買目的物となる馬

第2条（売買契約の成立時期）

本取引対象馬の売買契約は、本オークションにおいて、買主が本取引対象馬を落札した時点において成立する。

第3条（売買目的物）

- 1 本取引対象馬は、本オークションにおいて表示された情報によって特定された馬とする。
- 2 売主は、買主に対し、本取引対象馬について次の各号を表明し、保証する。
 - (1) 本取引対象馬について本オークションにおいて表示された情報と相違ないこと
 - (2) 本取引対象馬について本オークションにおいて表示された情報以外の情報で本取引対象馬の取引に影響しうる重要事項の一切を買主に説明したこと
- 3 本取引対象馬に関する血統書その他の証明書がある場合、売主は、買主に対し、本取引対象馬とともにこれらの証明書を引き渡す。

第4条（売買代金）

本取引対象馬の売買代金は、本オークションにおいて買主が本取引対象馬を落札した

金額とする。

第5条（売買代金の支払方法）

- 1 売主は、株式会社 EQUINVEST（以下「代理受領者」という。）を本取引対象馬の売買代金の代理受領者として指定し、買主はこれを承諾する。
- 2 買主は、本取引対象馬の売買代金を、次に定める支払期限までに次に定める代理受領者の金融機関の口座に振り込む方法によって支払う。振込手数料は買主の負担とする。

支払期限	本契約の成立日から3日以内
口座	GMO あおぞら銀行 法人第二営業部 口座番号 1007861 口座名義人 カ) エクインベスト

第6条（本取引対象馬の引渡）

- 1 買主および売主は、本契約成立日以後遅滞なく、本取引対象馬の引渡予定日、引渡場所および引渡方法を協議して決定する。
- 2 前項により引渡予定日、引渡場所または引渡方法が協議により決定された場合を除き、引渡予定日は本契約成立の翌日から5日以内、引渡場所は本契約成立日における本取引対象馬の所在地とし、引渡方法は買主が本取引対象馬の現実の引渡しを受ける方法とする。
- 3 買主および売主は、前項により定まる引渡予定日および引渡場所において本取引対象馬の引渡しを行う。
- 4 次の各号のいずれかによって本取引対象馬の引渡しの完了とする。
 - (1) 本取引対象馬の現実の引渡し
 - (2) 本取引対象馬の飼養契約に基づく売主による買主のために本取引対象馬の飼育保管の開始

第7条（検査）

買主は、本取引対象馬の引渡しまでの間、自らの費用負担により、本取引対象馬の検査を実施することができる。売主は、買主の検査に協力する。

第8条（飼養契約）

本取引対象馬の引渡し後も売主が買主のために本取引対象馬の飼養保管を継続する場合、売主および買主は本取引対象馬の飼育契約について別途書面により合意する。

第9条（引渡日・引渡場所の変更）

買主の都合により前条第1項により決定した本取引対象馬の引渡予定日もしくは引渡場所を変更する場合または買主が本取引対象馬の受領を遅滞した場合、売主は、買主

に対し、本取引対象馬の引渡予定日後の飼育費用および保管費用ならびに本取引対象馬の引渡場所の変更に伴う移動費用その他の増加費用を請求することができる。

第10条（売主の善管注意義務）

売主は、本取引対象馬の引渡予定日まで、本取引対象馬を善良な管理者の注意義務をもって飼養管理する。ただし、買主が本取引対象馬の受領を遅滞した場合、売主は、本取引対象馬について自己の財産に対する同一の注意義務のみを負う。

第11条（所有権の移転）

本取引対象馬の所有権は、本取引対象馬の引渡しが完了した時点において売主から買主に移転する。ただし、売主は、本取引対象馬の引渡しが完了するまで、本取引対象馬を譲渡もしくは質入れその他の担保設定または貸与等してはならない。

第12条（危険負担）

- 1 本取引対象馬の引渡しの完了または第 8 条による飼養契約の開始日までの間に売主買主双方の責めに帰することができない事由によって本取引対象馬が滅失した場合、買主は本取引対象馬の売買代金の支払いを拒むことができる。
- 2 本取引対象馬の引渡しの完了または第 8 条による飼養契約の開始日までの間に売主買主双方の責めに帰することができない事由によって本取引対象馬が損傷（疾病、負傷を含む。）した場合、買主は売主に対し、売主の負担による疾病もしくは負傷の治療または本取引対象馬の売買代金の減額を請求することができる。
- 3 前二項の規定は、本取引対象馬の引渡しの完了後もしくは第 8 条による飼養契約の開始日以後、または買主の都合により本取引対象馬の引渡予定日を変更した場合もしくは買主が本取引対象馬の受領を遅滞した場合は適用しない。

第13条（事故等の報告）

売主は、本取引対象馬の引渡までの間、本取引対象馬に疾病（含む法定伝染病）、事故等（悪癖を含む）が生じた場合は速やかに買主に報告する。

第14条（契約不適合責任）

- 1 買主が本取引対象馬の引渡後に本取引対象馬について次の各号のいずれかの事由を発見した場合、買主は、売主に対し、本契約成立の翌日から 5 日以内に限り、書面で通知することにより本契約を解除することができる。
 - (1) 悪癖（さく癖、旋回癖、ゆう癖、身喰い他）
 - (2) 病歴、手術歴（屈腱炎、繫靭帯炎、開腹手術歴、骨折歴、外科手術歴、関節部の骨片、頸椎狭窄による腰菱他）
 - (3) 目の異常（白内障、黒内障、緑内障、月盲、一眼以上の失明）
 - (4) 蹄の不安（蟻洞、裂蹄他）

- (5) 本オークションにおいて表示された情報のうち重要事項に関する相違
 - (6) 取引に影響しうる重要事項の不告知
- 2 前項の解除は、前項により通知された事由が次の各号のいずれかに該当する場合はなしえないものとする。
- (1) 通知された事由が買主立会のもと現実に確認できない場合
 - (2) 通知された事由が合理的な根拠または資料に基づかない場合
 - (3) 通知された事由が軽微なものである場合
 - (4) 通知された事由が取引対象馬の引渡後に発生したものである場合
 - (5) 通知された事由について買主から事前に説明または申告があった場合

第15条（契約の解除）

- 1 売主は、次の各号に定める事由のいずれかが生じたときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。
- (1) 買主が本取引対象馬の売買代金全額を支払期日までに支払わなかったとき
 - (2) 買主が売主の催告にもかかわらず本取引対象馬の受領を相当期間遅滞したとき
- 2 買主および売主は、本取引対象馬の引渡または売買代金の支払いが完了するまでの間、相手方において、次の各号に定める事由のいずれかが生じたときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。
- (1) 差押え、仮差押えもしくは仮処分の命令、通知がなされ、または競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
 - (2) 自己振出もしくは自己引受の手形、または自己振出の小切手が不渡りとなったとき
 - (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (4) 財務状態もしくは支払能力の著しい悪化またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - (5) 解散等の決議をしたとき

第16条（違約金）

次の各号の定める事由のいずれかが生じた場合、本契約は終了するものとし、当該事由について帰責性のある当事者は、相手方に対して本取引対象馬の売買代金の50%に相当する金額を違約金（損害賠償額の予定）として支払う。

- (1) 売主が買主に対して正当な理由なく本取引対象馬の引渡しを拒絶する意思を明確にしたとき
- (2) 買主が売主に対して正当な理由なく本取引対象馬の売買代金の支払いを拒絶する意思を明確にしたとき
- (3) いずれかの当事者の故意または重大な過失によって本取引対象馬の引渡しが社会通念上不能となったとき

第17条（譲渡禁止）

買主および売主は、本契約に関する権利および本契約上の地位を、相手方の承諾なく第三者に譲渡してはならない。

第18条（紛争処理）

本契約について紛争が生じた場合、買主および売主は双方の協議により円満に解決することに努める。やむをえず訴訟の必要を生じたときは、被告となるべき当事者の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上